

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第6号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）
	[略]	[略]
	36の7 [略]	[略]
	36の8 公衆浴場法施行条例（昭和35年岩手県条例第58号） 。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 条例第3条第2項の基準の適用除外の承認 (2) 条例第5条第2項の水質検査の届出の受理	[略]
	36の9 [略]	[略]
	37 削除	
	37の2 旅館業法施行条例（昭和45年岩手県条例第43号） 第5条第2項の水質検査の届出の受理	[略]
	37の3 [略]	[略]
	37の4 [略]	[略]
	37の5 [略]	[略]
	37の6 興行場法施行条例（昭和59年岩手県条例第33号） 第5条の基準の適用除外又は緩和	[略]
	37の7 [略]	[略]
	[略]	[略]

41 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（工場に係るものを除く。） （1）～（5） [略] <u>（6） 前各号に掲げるもののほか、条例の実施に関する事務で規則で定めるもの</u>	[略]
42 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（5） [略] <u>（6） 前各号に掲げるもののほか、条例の実施に関する事務で規則で定めるもの</u>	[略]
[略]	
44 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（5） [略] <u>（6） 前各号に掲げるもののほか、条例の実施に関する事務で規則で定めるもの</u>	[略]
[略]	

41 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（工場に係るものを除く。） （1）～（5） [略]	[略]
42 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（5） [略]	[略]
[略]	
44 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（5） [略]	[略]
[略]	

2 別表第1（第2条関係）

[略]
5の3 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校職員に

別表第1（第2条関係）

[略]
5の3 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校職員に

係るものに限る。)

- (1) 法第17条第1項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する法第7条第1項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の受給資格及び額の認定
- (2) 法第17条第2項において準用する法第7条第3項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の受給資格及び額の認定
- (3) 法第9条第1項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の額の改定
- (4) 法第9条第3項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の額の改定

[略]

6の3 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。)に基づく次に掲げる事務(市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。)

- (1) [略]
- (2) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第5条第1項(省令第15条において準用する場合を含む。)の氏名変更の届出の受理
- (3) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第6条第1項又は第2項(これらの規定を省令第15条において準用する場合を含む。)の住所変更の届出の受理

係るものに限る。)

- (1) 法第17条第1項(法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する法第7条第1項(法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の受給資格及び額の認定
- (2) 法第17条第2項において準用する法第7条第3項(法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の受給資格及び額の認定
- (3) 法第9条第1項(法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の額の改定
- (4) 法第9条第3項(法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の額の改定

[略]

6の3 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。)に基づく次に掲げる事務(市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。)

- (1) [略]
- (2) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第4条第3項、第5条第2項及び第6条第5項(これらの規定を省令第15条において準用する場合を含む。)の届出の省略
- (3) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第5条第1項(省令第15条において準用する場合を含む。)の氏名変更等の届出の受理
- (4) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第6条第1項、第2項及び第4項(これらの規定を省令第15条において準用する場合を含む。)の住所変更の届出の受理

<p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p>[略]</p>	<p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年6月1日から施行する。